

## 小矢部川流域有識者会議 規約

### (名 称)

第1条 本会は、「小矢部川流域有識者会議」（以下「本会議」という。）と称す。

### (設置・運営)

第2条 本会議は、国土交通省北陸地方整備局長（以下「局長」という。）が設置・運営する。

### (目 的)

第3条 本会議は、小矢部川に造詣の深い学識経験者の方々が、小矢部川水系の河川整備計画策定に向けて、意見を述べることを目的とする。

### (審議内容)

第4条 河川整備計画策定に向けての意見等に関する事項とする。

### (組織等)

第5条 本会議は、別添に掲げる委員で組織し、局長が委嘱する。

- 2 本会議が必要と認めるとき、委員以外の者に対し、参考人として会議への出席を求めることができる。
- 3 本会議は、必要に応じ専門部会を設置することができる。

### (座 長)

第6条 本会議には座長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は本会議を代表し、会務を統括する。
- 3 座長に事故ある時は、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

### (会 議)

第7条 会議は座長が必要と認めるとき、これを召集する。

- 2 座長は会議の議長となり、議事を運営する。
- 3 会議は委員の半数以上の出席をもって行う。

### (情報公開)

第8条 会議及び会議資料は公開を原則とし、その決定は本会議が行う。

- 2 本会議の審議内容について、原則として公表することとし、その決定は本会議が行う。

### (規約の改正)

第9条 本規約の改正は、委員総数の3分の2以上の同意を得てこれを行うものとする。

(委 任)

第10条 本規約に定めるもののほか、本会議の運営に関し必要な事項は、座長が本会議に諮って定める。

(事務局)

第11条 本会議の事務局は国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所に置く。

付則 (施行期日)

この規約は、平成21年 3月17日から施行する。

別 添

## 小矢部川流域有識者会議委員名簿

(敬称略・五十音順)

氏 名	所属・役職	専門分野
石田 博信	富山県土地改良事業団体連合会 専務理事	農業水利
井村 昭彦	小矢部川漁業協同組合 代表理事組合長	漁 業
榎田 真也	金沢大学准教授	リバーカウンセラー
荻澤 勝一	高岡市西条校下四屋自治会長	水 防
佐伯 安一	元富山県文化財保護審議会委員	郷土史
桜井 森夫	小矢部市長	地域社会
新明 政夫	元石動第3消防分団長	水 防
高橋 正樹	高岡市長	地域社会
田中 晋	富山大学名誉教授	環 境
田中 幹夫	南砺市長	地域社会
玉井 信行	東京大学名誉教授	河川工学
長井 忍	小杉小学校校長	教 育
長井 真隆	元富山大学教育学部教授	環 境
夏野 元志	射水市長	地域社会